

DR! ダメ!ダメ!



公共の施設はもちろん、個人所有の建造物にも、ところかまわず描かれる落書き。その心ない行為をなくすために、落書きを市で消したり、広報などで落書き防止を呼びかけてきました。

しかし、最近、また市内のあちこちで落書きが目立つようになってきました。落書きを消した上から再び書かれたものもあります。これらは、単なるいたずらではなく、れっきとした「犯罪」です。

落書きは防犯や青少年の健全育成にも悪影響を及ぼすといわれています。地域住民の皆さんとともに落書きを許さないまちにしましょう。

×落書きは犯罪

公園のトイレ・遊具、防波堤、橋脚にスプレーなどによる落書きの被害が多発しています。一部の心無い人たちによる落書きにより、周囲の景観を損ねるばか

りではなく、多くの人に不快感を与えています。

落書きは刑法上、器物損壊罪に該当し、処罰の対象となります。また、市としても落書きをした者に対しては、現状復帰する費用を当然請求することとなります。

刑法第二百六十一条

(器物損壊罪)

・・・他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

×小さな犯罪が大きな犯罪に

1枚の割れた窓を放置しておくと、そこから無秩序状態が生まれ、やがて町全体の荒廃につながっていく、という考えがあります。これは、アメリカのある博士が提唱した理論です。ニューヨーク市では、この理論に基づき、落書きなどの軽犯罪を徹底的に取